

パートナーズ

✿ 所得税の確定申告とは？

お忘れではないですか？

✿ **償却資産税の申告**

～申告書の提出期限は平成27年2月2日です～

✿ 【コラム：税制改正】

政府税調、配偶者控除の見直しに選択肢3案を提示

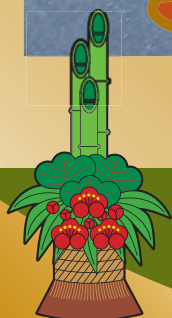
✿  事例紹介：養子の有効性について

会報誌

価格0円(税込み)



謹賀新年





岡山本社 税理士 川本 洋

謹んで新春のお喜びを申し上げます。旧年中に賜りましたご厚情に対し、心よりお礼申し上げます。

本年、平成27年は相続税が大きく改正される年になります。この改正により、相続税の基礎控除額が大きく下がり、申告対象者が4・1%から6%、課税対象者が11・5万人から17・5万人へ増加すると予測されております。これを受けて、お客様からのご相談、お問い合わせが今後増加すると思います。その一環として当社では、昨年から従業員を増やして参りました。ただ従業員を増やすのではなく、従業員全員が高いレベルでの知識と対応力で、お客様をサポートできるように日々取り組んでおります。税理士法人パートナーズは相続を専門とする税理士事務所として、年間1000件を超えるご相談を頂いております。今まで培った実績と経験により、お客様への適切なサービスのご提供をさせて頂く所存でございます。

今回の改正により、「相続」という世代交代を皆様も今まで以上に身近に感じられると思います。そのため、税務に関して税理士法人パートナーズが皆様の「善きパートナー」になれるよう邁進して参ります。

新年にあたりまして、皆様方のご多幸を心より祈念し今後とも倍旧のお引き立てを賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り誠にありがとうございました。

さて、本年はいよいよ相続税改正内容の本格運用が始まる年となります。不動産・金融資産を多くお持ちの方、また、会社オーナー様など、いわゆる資産家と呼ばれる方々を取り巻く環境の変化は未だ誰も経験をしたことがない予測不可能のものとなります。

昨年、複数開催されたセミナー・個別相談会等でお会いした来場者の皆様の2015年度に向けてのご不安・疑問はまさにそれを反映しているかのようなものでした。

資産税のプロを標榜するパートナーズのメンバーとしてしっかりと会員の皆様のご希望に応えていきたいと考えております。

また、この会報誌が皆様のお手許へ届く頃には2014年分の確定申告が始まります。確定申告のご依頼を頂いている会員の皆様へお会いできることを楽しみにしております。

本年も変わらぬお引き立ての程宜しくお願い申し上げます。皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。



山陰支社 税理士 川原 康寛



松山支社 税理士 柳井 崇延

あけましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は、ひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

さて、松山支社が設立され1年と半分が過ぎようとしております。お陰様で、日々の業務と、お客様からのご相談などを頂くことが多く、あつと言う間に日が経っております。そのようななか、日本経済は様々な変化がありました。株価の上昇や極端な円安、物価の高騰など各企業様におかれましては、良くも悪くも、影響が大きかったのではないのでしょうか。松山でも依然として厳しい経済状況と感ずることがあります。このような経済状況のなか、税理士としてお客様の力になれるよう日々精進していく所存でございます。

また、資産家の方々におかれましては、平成27年1月1日より相続税が大きく改正されます。昨年末に、各方面でセミナーを開催させて頂きましたが、まだ詳細についてご存知でない方がいらっしやいましたら、お気軽にご相談くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆様のご健勝とご多幸をお祈りするとともに、本年も変わらぬお引き立てを賜りますよう何卒、宜しくお願い申し上げます。

明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

さて、広島支社も開設して丸1年が経過しました。引き続きお客様が気軽に相談できる雰囲気と迅速な対応を心がけながら、ずっとお付き合いしていただけるような事務所を目指していきたいと思っております。引き続きどうぞよろしく願います。

株価は上がっても景気が良くなっているという実感を持ってないまま、消費税率は8%に引上げられました。景気は再び停滞期に入ってしまう可能性が高まってきたため、消費税率の10%への再増税は延期されることになりそうです。中小企業の経営者や個人事業主の方々の中には少し安堵された方もいらっしゃるのではないかと思います。このような難しい経営環境の中、我々パートナーズとしても経営者の方々に對し情報提供やご提案等により、微力ながらサポートさせていただければと考えております。

それでは、寒い日が続きますが、皆様どうかご愛くださいますよう、お願い申し上げます。本年もどうぞよろしく願います。



広島支社 公認会計士・税理士 中谷 有希

所得税の確定申告とは？

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

【所得の種類と課税方法】

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。また、それに応じて次の課税方法となります。

種類		概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)		商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合
		事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や一定の先物取引に係る所得	申告分離
不動産所得		土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得		公社債や預貯金の利子などの所得	源泉分離
		国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合
配当所得 ※配当所得には 確定申告不要制 度があります		法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得(申告分離課税を選択したものを除く)	総合
		上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得	申告分離
		特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所	源泉分離
給与所得		俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
雑所得	公的 年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得	総合
	その他	原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得	
		業(事業規模を除く)として行う、株式等を譲渡したことによる所得や一定の先物取引に係る所得	申告分離
		公社債の償還差益のうち、一定の割引債の償還差益などの所得	源泉分離
譲渡所得		ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総合
		土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く	申告分離
一時所得		生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
		保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得		山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	
退職所得		退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	申告分離

総合 総合課税	確定申告により、他の所得と合算して所得税を計算する制度です。
申告分離 申告分離課税	確定申告により、他の所得と分離して所得税を計算する制度です。
源泉分離 源泉分離課税	他の所得とは関係なく、所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です。表の「概要」欄に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

お忘れではないですか？ 償却資産税の申告

～申告書の提出期限は平成27年2月2日です～

償却資産とは？

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業に使うことができる資産で、その減価償却額または、減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

償却資産の種類と具体例

左の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事 看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備 その他建築設備、内装・内部造作等
機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械 機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）等 再生可能エネルギー発電設備 ※詳しく説明をします
船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具		大型特殊自動車 等 分類番号が「0、00から09及び000から099」 「9、90から99及び900から999」の車両
工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン） 医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器 衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター 自動販売機等

申告が必要な方 平成27年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- 償却資産を他に賃貸している方
- 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
（所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方）
- 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- 償却資産を共有されている方
（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告ください。（例：東京太郎外2名））
- 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

申告書等の提出先

償却資産が所在する区にある都税事務所に提出ください。
また、複数の区に償却資産を所有されている方は、その資産が所在する区にある都税事務所ごとにご提出ください。
電子申告により申告データを送信していただく場合も同様です。

※法人事業税等に係る都税事務所の所管区域とは異なりますのでご注意ください。

申告書等の提出期限

平成27年2月2日（月）

※期限近くになりますと、窓口が大変混雑しますので、提出はお早め！

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

平成25年度から、『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。(税制改正により取得時期や特例率などが変更される場合があります)

対象となる設備

経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備(蓄電装置、変電設備、送電設備を含みます)のうち償却資産に該当する部分が対象となります。ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ発電出力10キロワット未満)を除きます。

取得時期

平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に新たに取得された設備

適用期間及び内容

該当する設備に対して新たに固定資産税を課税させていただくこととなった年度から3年度分の固定資産税に限り、太陽光発電設備の固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2の額とします。

適用するにあたり必要となる添付書類

経済産業省が発行する『10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書』の写し
(下にサンプルあり)

電気事業者が発行する『電力受給契約に関するお知らせ』または『系統連系契約書』の写し

経 済 産 業 省

平成25年 1月29日

殿

中国経済産業局

10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

記

設 置 者 名	
代 表 者 名	
設 備 所 在 地	太陽光発電設備 (10kW以上)
発 電 設 備 区 分	
設 備 I D	
発 電 出 力	15.1kW
認 定 日	平成25年1月29日
備 考	

※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は忘れなくお持ち下さい。

※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者(電気事業者との契約名義)などが変わる場合には軽微変更届が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ(<http://www.fit.go.jp>)の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。

※3 運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出すること。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点ご注意下さい。

自宅の屋根に取り付けている
太陽光で10kw未満の場合には
原則、申告は必要ありません。



税理士：砂原 洋一

それは、(1)配偶者控除の廃止、(2)配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転する仕組み(いわゆる移転的基礎控除)の導入、(3)配偶者控除に代えて、夫婦世帯に対し配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除の創設、といった見直しに子育て支援を加味するもの。平成26年度以降の制度改正に向けて議論を進める。

現行の配偶者控除については、(1)共働きが増加しているなか、片働きを一方的に優遇するなど個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではない、(2)「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている(いわゆる「二重の控除」が行われているため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘がある。

控除を受けられなくなる
ことが配偶者の就労を抑
制するいわゆる103万
円の「壁」になっている
との指摘がある。これに
ついては、配偶者の所得
の大きさに応じて控除額
を段階的に減少させる配
偶者特別控除の導入で、
税制上の103万円の壁
は解消している。他方で
「103万円」が、企業
の配偶者手当の支給基準
として援用されていると
の指摘がなされている。

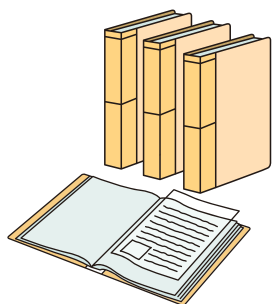
政府税調が提示した選
択肢の一つ目は、配偶者
の収入により納税者本人
の控除額が影響を受けな
い中立的な仕組みとする
ため、配偶者控除を廃止
または、高所得の納税者
は配偶者がいることによ
る税負担能力の減殺につ
いて配慮する必要性は必
ずしも高くないことから
配偶者控除の適用に納税
者本人の所得に応じた制
限を設ける。同時に「子
どもを産み育てようとし
る世帯」に配慮して子育
て支援の拡充を行う、と
いうもの。

二つ目は、いわゆる移
転的基礎控除の導入を提
示。配偶者控除に代えて
配偶者の所得の計算にお
いて控除しきれなかった
基礎控除を納税者本人に
移転するための仕組みと

することにより、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる控除の合計額が一定となるようにする。または、移転の基礎控除の導入とあわせ、基礎控除を税額控除化して配偶者の収入によらず控除により夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるようにする。

3 案目は、配偶者控除に代えて、「夫婦世帯」に對し、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から新たな控除を創設する選択肢だ。新たな控除は配偶者の収入にかかわらず適用されることとし働き方の選択に對して中立的な税制とし、あわせて子育て支援の拡充を行う。この新たな控除を創設する場合には、税負担能力に應じた公平な負担を実現する観点から、諸控除のあり方全体を改革するなど全般的な負担調整の検討が必要と指摘している。

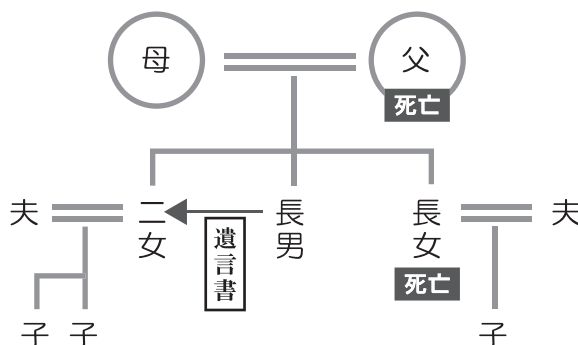
【提供】株式会社タックス・コム



養子の有効性について

内容

長男には妻・子供がおります。後継者として二女と二女の子供を考えられています。よって、公正証書遺言により全ての財産を二女に相続させることを記載。はたしてこの公正証書遺言は正しかったのでしょうか？



解答 長男は二女の子、二人の養子をとリ相続税の節税を図るべきでした。これにより相続税の加算がなくなり且つ相続税を減らすことができるため、総額で2810万円の節税ができました。また、養子を入れることにより母または、長女の子からの遺留分の減殺請求のリスクもなくなります。

	現状		もし養子を二人入れた場合
純資産	2億3,500万円	▶	2億3,500万円
基礎控除	6,000万円	▶	7,000万円
相続税	6,360万円 (うち加算税 1,060万円)	▶	3,550万円

事例は税理士法人パートナーズでの過去の実績であり、条件や環境などの要項が一致した場合にのみ上記のような方法が可能であり、すべてのお客様へ保障するものではありません。

平成27年1月1日より パートナーズのメールアドレスが 変わります

平成27年1月1日よりパートナーズの
メールアドレスが変更されます。

“@（アットマーク）”以下に専用ドメ
インを取得しました。パートナーズへのメールは新しい方
でお送り頂きますよう、よろしくお願いいたします。



変更前 partners@zpost.plala.or.jp



変更後 office@zei-partners.co.jp

パートナーズのロゴができました

昨年末に税理士法人パートナーズ
のロゴを作りました。パートナーズの“P”
の文字をベースに、“I”が“O”を支えて
いるように、パートナーズがお客者を
支え、見方を変えれば、パートナーズ
がお客様に支えられているように、お互いが信頼してお
付き合いができればという意味が込められています。



少しずつパートナーズのHPや販促チラシなどに、この
ロゴマークが付いていきますので、マークを見ればパー
トナーズと分かるように、定着と愛着が沸いてくれば幸
いです。

平成26年12月10日 パートナーズ忘年会 in かどや

昨年の暮れ、12月10日に忘年会を開催しました。
社員全員参加で大人数での楽しい会となりました。

美味しい料理と楽しい会話、また忘年会恒例のビンゴ大会で、お酒
の酔いも手伝って、終始にぎやかな会となり、社員みんな仲の良い会
社だとあらためて思いました。

また、お店を使わせて頂いた「かどや」さん、ありがとうございました。
大変美味しい料理と、丁寧な接客対応、大変感謝します！



お酒がすすむ美味しいぶく鍋で、酔い
潰れた者が続出しました…



社員全員、お互いの労をねぎらうよう
に、楽しい忘年会になりました。



忘年会恒例のビンゴ大会!!なぜ、忘年会のビンゴ大会はこんなに楽しいのか…
書が見せない一面も垣間見える、本心むき出しの抽選会でした…



これ一冊で現金贈与の仕組みがわかる!

平成27年
税制改正
対応済み

贈与税の手引き

10,000円
税別

税理士法人パートナーズでは現金贈与の申告の仕組みについて、
誰でも簡単にわかる「贈与税の手引き」を販売しています。現金贈与
の注意点や仕組み・計算方法など分かりやすく解説し、各年度毎の
申告書や書類一式を同封できるファイルにてご提供しますので、紛
失などのトラブルも避けられます。一家に一冊、是非どうぞ!

【贈与税の手引き掲載内容】

- ◆生前贈与対策 ～現金贈与のすすめ方～◆現金贈与のポイント◆贈与税の税率と計算方法◆贈与申告と特例の種類
- ◆生命保険による活用◆贈与の手続きの流れ◆贈与契約書◆贈与契約書記入例◆贈与契約書(受贈者が未成年の場合)
- ◆贈与契約書記入例(受贈者が未成年の場合)◆贈与税の申告書◆贈与税の申告書記入例◆金銭消費貸借契約書
- ◆金銭消費貸借契約書記入例◆借入返済予定表◆借入返済予定表記入例◆各年度申告書一式

※添付:各資料原本データCD-ROM



パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない相続や贈与などの税務関連情報はもちろん、知っていて得するミニ情報までご提供します！

年会費・入会費
無料

特典

1

会報誌の発行

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知っていて得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



特典

2

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります ◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます

◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



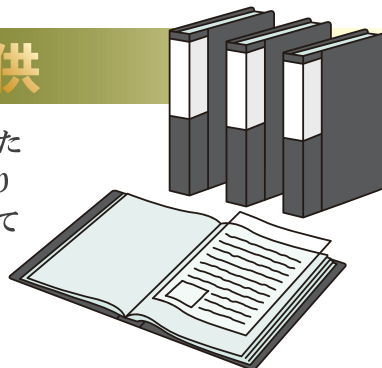
特典

3

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■



会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料 皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

 **税理士法人パートナーズ**

【岡山本社】 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

【山陰支社】 鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

【松山支社】 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102 TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442

【広島支社】 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886